

環境省国立公園多言語解説等整備事業（補助事業）に係る Q&A

2019.08 作成

環境省自然環境局国立公園課
一般財団法人自然公園財団

Q1. 複数年度の補助は受けられるのか。

A1. 令和2年度の本補助事業の継続については未定ですが、予算措置が出来た場合には、来年度の補助も可能となります。（令和2年度には再度交付申請を行っていただく予定です）

そのため、観光庁「地域資源の多言語解説整備支援事業」（以下、「観光庁事業」という。）の英文解説文納品時期が3月末の場合であっても、案内板の設置等のために必要な業務の一部（例えば、実施設計業務等）や英文完成前に着手可能な業務の一部（例えば、一体的に再整備する注意喚起看板の設置等）を今年度中に補助金を活用して実施していただくことも可能ですので、本補助事業の活用を積極的にご検討ください。

Q2. 観光庁事業の英文解説文の納期によっては、環境省補助事業は翌年度以降の繰越執行が可能なのか。

A2. PPT 資料のスケジュールのとおり、第1期の英文解説文の納期は12月になる見込みです。例えば、実施設計から工事完了まで一定の期間を要する案内板の設置等について、原則として今年度の事業として完了が可能な範囲（実施設計等）で申請いただくようお願いします。

なお、繰越については気象、資材調達等事業実施中の他律的な要因によるものであって個別の協議を経たものが認められますので、応募に際して事前に自然公園財団に相談いただきますようお願いいたします。

Q3. 環境省補助事業の交付額の上限、下限は設定されるのか。

A3. 補助金交付額の上限・下限は設定していません。公募の結果、予算枠の上限に達した場合にはその枠内で交付額の調整を行うこととなります。

また、補助事業による効果も考慮しつつ対象案件を選定する予定のため、少数・小額の案件の場合には採択が難しくなる可能性があります。

Q4. 観光庁事業の解説文作成対象でないと本補助事業に採択されないのか。

A4. 本補助事業は観光庁事業と連携して実施するものであることから、観光庁事業で作成された英文解説文を活用することとしています。(平成30年度の観光庁事業対象も含む)

なお、本事業では、解説文作成対象の媒体に関連する媒体整備も広く本補助事業の対象としていただくことが可能です。例えば、解説板の英文が観光庁事業に採択された場合は、当該解説板の建て替え、英文等を表示するQRコードやリンク先のWEBページ等の作成、WEBページ等で英文とともに表示する写真や動画、地図等の整備、英訳を活用したパンフレットの作成等が想定されます。

(参照：公募要領1(4))

Q5. 観光庁事業に参加していないと本補助事業には応募できないのか。

A5. 本補助事業では、観光庁事業で作成された英文解説文を活用することを要件としておりますが、参加しているか否かは問いません。

観光庁事業に参加されていない場合であっても、昨年度または今年度の観光庁事業の成果物を活用する場合には補助対象になります。

例えば、環境省直轄ビジターセンター用に作成された国立公園紹介の解説文を、地方自治体が活用し、本事業にて案内板整備を行うことなどが考えられます。

(参照：公募要領1(4))

Q6. 標柱や注意喚起を目的とした看板は環境省補助事業の対象となるのか。

A6. 単純な禁止看板・注意事項を記載したものや、地名を記した標柱等の極端に内容の少ないものなど解説を伴わないもの(=単純英訳で済むもの)については、それらのみでは補助対象とはなりません。

一方、例えば、観光庁事業の英文解説文を用いて総合案内板等を整備する場合、園地や登山道など一定のまとまった単位での標柱や禁止看板等の一体的な整備についても、本補助事業の対象となります。

また、総合案内板であっても、内容の一部に観光庁事業の英文解説文を用いるものも補助対象となります。

(参照：公募要領1(3)及び(4))

Q7. 観光庁の「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で作成する英文解説文は、同年度に媒体整備する必要があるのか。看板等の設置は翌年度以降でも問題ないのか。

A7. 観光庁事業に関しては、明確に採択後の媒体化の時期等の規定はありませんが、多言語解説整備という事業目的の早期達成のため、環境省としてもできる限り早期の媒体整備をお願いしております。

令和2年度以降の本補助事業の継続については現時点で未定であることもあり、本補助事業の活用を検討されている場合には、今年度、積極的にご活用いただければと考えております。今年度実施設計のみの実施も可能です。

Q8. 多言語とは何カ国語を指すのか。最低何カ国語を整備したら良いのか。

A8. 英語の整備は必須と考えております。加えて、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、その他公園（施設）の外国人利用者の使用言語等に応じ、申請者が希望する言語の整備が可能です。英語以外の言語の文章作成、監修に係る費用は補助対象となります。

Q9. 英語以外の言語の翻訳費用は本補助事業で計上可能なのか。

A9. 英文解説文は観光庁事業にて作成することになりますが、英語以外の言語の文章作成及び内容監修に係る費用は本補助事業の経費として計上可能です。

また、観光庁事業の対象外となる注意喚起の内容等に関する英文作成及び内容監修に係る費用も計上可能です。

なお、観光庁事業で作成した英文解説文は、著作権が観光庁に帰属しますが、観光庁への通知をすることにより、他の言語への翻訳が可能になります。

（参照：公募要領1（3））

Q10. 国定公園は補助対象にならないのか。

A10. 本補助金は国立公園に関する事業と対象としています。国立公園の案内・紹介に加えて国定公園の内容も含む場合には一体として補助対象とします。

Q11. 国立公園の案内を目的としていれば、国立公園区域外での看板等の設置も対象となるのか。

A11. 国立公園の案内、国立公園への誘導を目的とする案内板等であれば、国立公園区域外に設置するものであっても補助対象となります。

その場合、国立公園の区域外の地方公共団体であっても補助対象となります。

(参照：公募要領 1 (2))

Q12. 設置した看板等に国立公園以外の情報（国立公園区域外の史跡・名勝等、国定公園）を含めることは可能か。どの程度の割合まで国立公園外の情報を含めても良いのか。

A12. 国立公園への誘導や、国立公園を含む地域全体の周遊促進を目的として、国立公園外の情報を含めることも可能です。ただし、国立公園の案内が主であることが望ましいと考えています。

Q13. ICT を活用しない多言語案内板、パンフレット等は対象となるのか。

A13. ICT を活用しない多言語案内板は補助対象からは除外しませんが、採択の優先順位は下がることが想定されます。

なお、WEB サイトやパンフレット等のソフト媒体については、単体の整備ではなく、案内板から QR コード等を通じて誘導するなど他の媒体と連動させることを要件としています。